

保育園・認定こども園等の適正利用にご協力ください

★保育園等は…

お仕事などでご家庭での保育が難しいお子さんを
保護者に代わって保育する場所です。



★ご家庭で一緒に過ごせる日や時間には…

お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう。
ご家庭で保護者と過ごすことで、
子どもの心や情緒が安定し、興味や関心が深まります。

【例】認定事由が就労の場合
利用時間の原則は…
「勤務時間 + 通勤時間」

●保護者のみなさまに具体的にお願いしたいこと

保育園等は、原則、認定された事由以外では利用できません。また、認定された保育必要量に応じた利用時間であっても、ご家庭で一緒に過ごせるときは早めのお迎え等にご協力ください。

次のように保育園等をご利用いただくよう、ご協力ください。

- ◆ お仕事の帰りにお買い物に寄ってから、お子さんのお迎えにいく
- ➡ お子さんのお迎えに寄ってから、お買い物にいきましょう
- ◆ 上のお子さんの習い事の送迎や行事に参加するため、下のお子さんを預ける
- ➡ 習い事の送迎や行事の参加に、可能な限り下のお子さんも連れていきましょう
* やむを得ず預ける場合には送迎・行事が終わり次第お迎えのご協力を
お願いします。
- ◆ 休暇等で時間に余裕がある場合、お子さんを預ける
- ➡ 用事が終わり次第早めのお迎えをするなど、ご家庭で
お子さんと一緒に過ごす時間を大切にしましょう



育児休業中に上のお子さんを保育園等に預けている方は、ご家庭で一緒に過ごす時間を
増やすため、可能な範囲で早めのお迎えをご検討ください。
* 下のお子さんのお世話により、上のお子さんと一緒に過ごす時間が少なくなると
思います。上のお子さんと一緒に過ごす時間を積極的につくるよう心がけましょう。

ここでは、保育園等に関するみなさまからの
素朴な疑問にお答えします。



●保育士さんはどのような仕事をしているの？

子どもと一緒に楽しく遊んでいるだけ、と思われがちですが…

- 子どもたちが意欲的に生活や遊びに取り組めるよう、一人一人の成長発達に合わせた保育計画を作成し、会議等で振り返るなど、日々成長するお子様に合わせた保育の提供ができる工夫をしています。
- 子どもたちが活発に遊び、気持ちよく安心して過ごせるようにしています。
 - 日々の保育内容の計画・実施・振り返り
 - 玩具の補修
 - 室内・トイレなどの清掃・消毒作業
 - 花壇や畑作りなどの環境整備
 - 園庭清掃・園庭遊具の点検など、様々な仕事があります。

●保育士さんが不足しているって聞いてるけどホント？

配置基準があり、在籍児童数に合わせて保育士を配置していますが…

- 保育時間が11時間と(延長保育を行う場合はさらに)長く、特に朝夕の時間帯は勤務する保育士等の確保が困難な状況となっています。
保育士等が長時間勤務することで延長保育を対応している場合もあります。
- みなさまから少しずつご協力をいただくことで、充実した保育につなげることができます。

●保育料を払っているから、いつでも保育園等を使っていいんでしょ？

3歳未満児の保護者の方には保育料を納めていただいておりますが…

- 保育に関する費用の約90%は、実は市民のみなさまの税金で賄っています。
- 保育園等の利用は、原則、認定された事由でのご利用になりますが、
保護者の方の通院や家庭での育児に疲れた場合などは、
例外的に、保育園等の利用は可能です。
なお、その際は平日の9~16時頃までの利用にご協力ください。

個々の家庭により、様々な事情があると承知しています。
可能な限りのご協力をお願いいたします。
千葉市では、保護者のみなさまと保育園等が、
支え合える関係を目指しています。



千葉市

こども未来局幼児教育・保育部
幼保運営課
(代表)043-245-5726